

飯塚市監査委員告示第 19 号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、飯塚市長より財政援助団体監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査委員処務規程（平成 18 年飯塚市監査委員訓令第 2 号）第 9 条及び第 10 条の規定により、次のとおり告示する。

令和元年 7 月 11 日

飯塚市監査委員 篠崎充俊
飯塚市監査委員 城丸秀高

記

1 監査報告

飯塚市監査委員告示第 18 号（令和元年 6 月 20 日付）

2 監査報告に対する措置状況の内容及び件数 下記のとおり

農林振興課（久保白ダム土地改良区）【局長指摘事項】

| 検討改善事項 | 措置の状況 |
|---|--|
| <p>1 報酬及び費用弁償の請求について</p> <p>総代会、理事会等会議出席者に支払う報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）については、前回監査において、会議開催前に払出しているが、開催後の精算報告が行われていなかつたため、事務処理のあり方を検討するよう指導することを指摘していた。</p> <p>平成 29 年度においては、会議開催前に、債主を総代会及び理事会等会議に出席予定の者全員とし、報酬等を支払い、会議終了後、欠席者の分を戻入している。</p> <p>支出伺及び支出命令書には、会議の際、出席者から徴収したと思われる請求印が押印された請求者一覧が添付されているが、当然、欠席者のものではなく、請求印がない者の報酬等の支払いを行うことはできない。</p> <p>出席者が未確定の会議の報酬等について、現金で支払いを行う場合は、事務局長等が資金を事前に現金で受領し、金額確定後、正当債権者から徴収した支払いを証する領収書を添付して精算報告を行うよう、事務処理のあり方を指導すること。</p> | <p>ご指摘の事項につきまして、請求印がない者についても報酬等の支払い後、戻入を行ったものとなっておりました。</p> <p>今後、事務処理のあり方について検討し、適切に事務処理を行うよう是正いたします。</p> |

2 委託料の支払いについて

津原揚水機場自家用電気工作物保安業務委託について、仕様書には委託料の支払方法を「当該点検完了後の偶数月（2ヶ月に1回）に支払いを受けられるよう～請求するもの」と規定しているが、久保白ダム土地改良区では、偶数月ではなく、点検完了後すぐに支払いを行っている。（5月24日、7月25日、9月26日、11月27日、1月31日）

仕様書に基づいた適切な事務処理を行うよう補助事業者に対して指導すること。

ご指摘の事項につきましては、今後はこのようなことがないよう改めて仕様書を確認し、仕様書に基づいて適切に事務処理を行うよう是正いたします。